



平成 26 年 6 月 20 日

各 位

会 社 名 太平洋セメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 福田 修二
(コード番号 5233 東証第 1 部、福証)
問合せ先 総 務 部 長 荒木 誠一
(T e l 0 3 - 5 5 3 1 - 7 3 3 4)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 第 1 項に基づき、平成 26 年 6 月 30 日、関東財務局に提出いたします平成 26 年 3 月期の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備がある旨を記載することを本日開催の取締役会で決議しましたので、お知らせいたします。

なお、当事業年度の決算手続に内部統制の不備に対する是正措置を反映させ、開示すべき重要な不備の是正措置は完了し、会計監査人による是正結果の確認を受けております。また、今回の内部統制の不備に関係する必要な修正はすべて財務諸表及び連結財務諸表に反映しております。

1. 開示すべき重要な不備の内容

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、平成 26 年 3 月 31 日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社は、当社の会計監査人との平成 26 年 3 月期決算監査に関する事前協議の過程で、決算・財務報告プロセスにおける複数の不備を指摘されました。

具体的には、一部の引当金の計上方法、連結決算に係る税効果会計の適用方法、投資と資本の相殺消去の方法等に関する決算・財務報告プロセスについて、会計処理誤りの発生を防止する統制の整備状況が不十分でありました。

2. 事業年度末日までには是正できなかった理由

上記の内部統制の開示すべき重要な不備が、事業年度の末日までには是正できなかった理由は、期末監査の事前協議の過程で指摘された不備の是正措置が事業年度の末日以降となったためであります。

3. 開示すべき重要な不備の是正状況

開示すべき重要な不備を是正するために、決算・財務報告プロセスに係る各業務プロセスの統制内容を見直し、是正措置を実施し、本日までに当該是正後の内部統制の整備および運用状況の評価を行いました。評価の結果、当該開示すべき重要な不備が是正され、財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

今後も、本件は正策につきましては、継続的なモニタリングを行ってまいります。

以上